



2026年1月14日

都市基盤課

水道料金改定案について

水道料金の改定につきましては、町民説明会、上下水道料金審議会及び真鶴町議会への説明を重ね、改定案の作成を進めてまいりました。

この度、改定案につきまして 2025 年 12 月 23 日付け真議第 64 号を以って真鶴町議会議長から別添のとおり提言を受けて更なる検討を行い、最終的に下記の改定案を 2026 年 1 月 19 日(月)に開催される臨時議会に提出することと致しましたのでお知らせします。

なお、上記提言を参照した結果、改定率は34%増、基本水量については廃止せず「10m³まで」を「5m³まで」としております。

記

(改定料金表)

メーターの 口径	基本水量 (1ヶ月につき)	基本料金 (1ヶ月につき)	超過料金 1m ³ につき				
			6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~40m ³	41m ³ ~
φ13mm	5m ³ まで	2,100 円	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円
φ20mm	5m ³ まで	3,000 円					
φ25mm	5m ³ まで	3,700 円					
φ40mm	5m ³ まで	6,800 円					
φ50mm	5m ³ まで	22,500 円					
φ75mm~	5m ³ まで	33,100 円					

(現行料金表)※2025年6月1日施行の暫定的改定前の料金表

メーターの 口径	基本水量 (1ヶ月につき)	基本料金 (1ヶ月につき)	超過料金 1m ³ につき				
			11~20m ³	21~35m ³	36~50m ³	51~200m ³	201 m ³ ~
φ13mm	10m ³ まで	1,407 円	200 円	229 円	296 円	369 円	547 円
φ20mm	10m ³ まで	2,814 円					
φ25mm	10m ³ まで	3,110 円					
φ40mm	10m ³ まで	5,780 円					
φ50mm	10m ³ まで	20,023 円					
φ75mm~	10m ³ まで	29,673 円					

お問い合わせ先

参事(特命担当) 矢部 文治 電話:0465-68-1131 内線 2203



幸せをつくる真鶴時間

真鶴町長
小林 伸行 様

真鶴町議会議長
天野 雅樹



水道料金改定案に係る提言について

執行部より示されている水道料金改定案について、令和7年12月22日開催の総務経済常任委員会において議会の意見を取りまとめましたので、次のとおり提言します。

提 言

執行部より提示された水道料金改定案については、従来 10m^3 までに設定していた基本水量を廃止し、 1m^3 から従量料金を課すものとなっている。

改定案に伴う水道料金早見表では、基本水量廃止による値上率の影響が最も低いのは 0 m^3 （生活実態のないいわゆる別荘族が主なものと推測）の水道利用者で、口径20mmにおいては $0 \sim 2\text{ m}^3$ までは現行料金を下回る値下げとなっている。

そこで、基本水量の廃止ではなく基本水量の見直しを行うことで 0 m^3 を含む少量利用者層の改定率を嵩上げし、改定率の影響が大きな利用者層の負担軽減を図る見直しを行うこと。

例としては、 0 から 4 乃至 6 m^3 程度までに基本水量を再設定し、設定した上限までに課せられていた改定案従量料金を加算した額をもとに基本料金を再算定すること。

以上、提言する。